

改正後	改正前
<p>（運送状等）</p> <p>第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）</p> <p>第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p> <p>四 運賃、料金、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項</p> <p>五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号</p> <p>六 運送状の作成地及びその作成の年月日</p> <p>七 高価品については、貨物の種類及び価額</p> <p>八 品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> <p>九 運送保険に付することを委託するときは、その旨</p> <p>十 その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> <p>2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めるときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2 個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その</p>	<p>（運送状等）</p> <p>第八条 荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p> <p>四 運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項</p> <p>五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号</p> <p>六 運送状の作成地及びその作成の年月日</p> <p>七 高価品については、貨物の種類及び価額</p> <p>八 品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> <p>九 運送保険に付することを委託するときは、その旨</p> <p>十 その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> <p>2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対</p>

他の事業所の店頭に掲示します。

(車両留置料)

第三十三条の二 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により留置された時間(貨物の積み込み又は取卸しの時間を含む。)に応じて、当店が別に定める車両留置料を収受します。

第三章 附帯業務

(附帯業務)

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収及び検品その他貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

2 (略)

象とするものを除く。)を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(新設)

第三章 附帯業務

(附帯業務)

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管その他貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、実際に要した費用を収受します。

2 (略)